

群馬県中間検査マニュアル

令和3年度版

令和3年4月

群馬県県土整備部
建築課

中間検査マニュアル目次

1	中間検査制度の概要	
1-1	はじめに	P 1
1-2	中間検査とは	P 1
1-3	中間検査を導入した理由	P 2
1-4	特定工程等の指定内容	P 3
1-5	中間検査の必要な建築物の判定	
	(1) 木造の場合	P 6
	(2) 鉄骨造の場合	P 8
2	中間検査申請について	
2-1	中間検査の申請時期	
	(1) 特定工程	P 10
2-2	中間検査申請書類の作成	
	(1) 提出書類一覧	P 11
	(2) 工事監理状況報告書	P 12
	(3) 鉄骨工事施工結果報告書	P 13
	(4) 工事監理者の届出	P 13
	(5) 中間検査手数料の算定	P 13
2-3	特定工程後の工程	P 16
3	中間検査実施要領	
3-1	現場検査での留意事項	
	(1) 中間検査の方法	P 17
	(2) 検査結果に不適等の指摘事項があった場合	P 17
4	完了検査との関係	
4-1	完了検査手数料	P 18
4-2	完了検査申請書の作成	
	(1) 提出書類一覧(中間検査対象建築物の場合)	P 18
	(2) 工事監理状況報告書	P 19
	(3) 鉄骨工事施工結果報告書	P 19
	(4) 適用除外となる建築物の完了検査申請時の添付書類について	P 19
5	様式集	
	中間検査申請手数料算定シート	P 20
	(中間検査用) 工事監理状況報告書・木造軸組工法(様式)	P 21
	(中間検査用) 工事監理状況報告書・木造枠組壁工法(様式)	P 23
	(中間検査用) 工事監理状況報告書・鉄骨造(様式)	P 25
	(中間検査用) 工事監理状況報告書・鉄筋コンクリート造(様式)	P 27
	鉄骨工事施工結果報告書	P 29
	(完了検査用) 工事監理状況報告書・木造軸組(様式)	P 31
	(完了検査用) 工事監理状況報告書・木造枠組壁工法(様式)	P 34
	(完了検査用) 工事監理状況報告書・鉄骨造(様式)	P 37
	(完了検査用) 工事監理状況報告書・鉄筋コンクリート造(様式)	P 40

1 中間検査制度の概要

1-1 はじめに

中間検査制度は、平成10年の建築基準法改正（平成10年6月12日公布）により創設されました。この制度は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多数みられたため、施工途中で検査を実施できる制度を創設する必要があるとして新たに導入されたものです。

建築物が計画されてから工事が完了して使用開始されるまでを“フロー”の段階、使用開始されてから耐用年数を経て解体されるまでを“ストック”の段階とすると、平成10年の法改正は、建築確認業務の民間開放、中間検査制度の創設及び確認検査等に関する図書の見直し等の整備など、フローの対策に主眼が置かれています。これを受けて、群馬県では平成11年度に「群馬県建築物安全安心実施計画」を策定し、フロー段階での法令遵守の徹底を図ってきました。フロー対策の総仕上げとして、このたび、中間検査制度の導入を行いました。

群馬県では、平成17年群馬県告示第290号により建築基準法の規定による特定工程等の指定をしているところですが、中間検査を行う期間は、平成17年7月1日から3年間と指定しました。中間検査は、工事施工段階での基準不適合を発見するために有効であり、また、適正な工事監理を徹底させるためにも不可欠なものであることから、引き続き継続して実施しております。

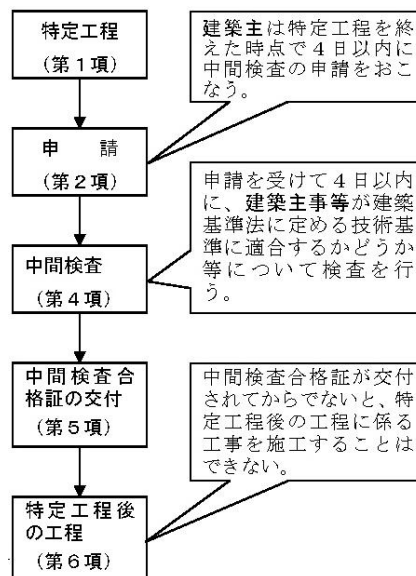
なお、平成19年6月20日施行の改正建築基準法第7条の3第1項第1号の規定により、3階建て以上の共同住宅に係る床及び梁の配筋工事の工程（主に鉄筋コンクリート構造の建築物）については、全国一律に中間検査を実施することとされています。

1-2 中間検査とは

中間検査については、建築基準法第7条の3に規定されています。

建築主は、特定工程の工事を終了した日から4日以内に中間検査の申請をしなければならない（第2項）、また、申請を受けた建築主事等は、4日以内に検査しなければならないと決められています（第4項）。

建築主事等は、工事中の建築物等が建築基準法で定める技術基準に適合するかどうか又は適正に工事監理が行われているかどうかなどを、工事途中でないと検査できない箇所（工事完了時には隠れてしまう構造部材など）を中心に、目視検査、計測検査及び書類審査等によって検査を行い（第4項）、適合していれば中間検査合格証が交付されます（第5項）。また、中間検査合格証が交付されてからでないと、特定工程後の工程に係る工事を施工することはできず（第6項）、中間検査で適合すると認められた箇所は、完了検査で検査する必要はありません（第7項）。中間検査は、工事監理者からの報告書等に基づき、重点的に箇所を抽出して現場検査を行います。同時に、工事監理や施工管理が適正になされているかをチェックします。建物の安全性を確保するためには、工事監理者による工事監理、工事施工者による施工管理が適切に行われることが不可欠で、中間検査制度の導入は、それらの品質管理、検査の体系を改めて確立させることを目的の一つとしています。



1-3 中間検査を導入した理由

中間検査を導入した理由は次の4つです。

①新潟県中越地震等の被害

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震は、新潟県の中越地方を震源として最大震度7（マグニチュード6.8）を記録した大地震で、これは平成7年の阪神・淡路大震災に匹敵する規模の地震でした。建築物の耐震性能を必要なレベルに確保することが、安全・安心なまちづくりの基本となる前提条件であることを、あらためて思い知らされ、中間検査の導入によって、施工途中で建築物の構造安全性をチェックできる体制を整備することが急務であると考えました。

②住宅金融公庫の廃止

住宅金融公庫融資住宅については、住宅金融公庫から委託を受けて、各土木事務所が住宅金融公庫の審査規定に基づく中間検査を実施していました。平成8年度の公庫融資住宅の戸数は6,163戸でしたが、平成15年度には527戸に激減し、同公庫も平成19年3月31日をもって廃止されました。現在、戸建て住宅に対する行政による施工段階でのチェックが機能なくなっていました。そこで中間検査を導入することによって、行政によるチェック機能を強化することで、住宅の品質の確保を図るものです。

③鉄骨造建築物の品質確保

中間検査制度は、前述したように阪神・淡路大震災の教訓から創設されましたが、平成2年から3年にかけて社会問題にもなった鉄骨工事の不良施工による品質問題も、制度創設のきっかけとなるものです。日本建築学会の報告によると、兵庫県南部地震において被害を受けた鋼構造の建築物は、3階以上のものに集中していました。このことから鉄骨造の建築物については、床面積が500㎡以上で、かつ地階を除く階数が3以上のものを対象とし、鉄骨工事に係る不良施工の防止を徹底します。

④群馬県建築物安全安心実施計画

建築基準法では、建築物の安全を確保するための制度として、計画時の建築確認、施工時の中間検査、工事完了時の完了検査の三段階でチェックを受けることになっています。中間検査の導入で建築基準法のチェック体制が完成し、建築規制の実効性を確保することによって、「安全で安心な建築物」が創出される環境を整備することを意図しています。

1-4 特定工程等の指定内容（平成20年5月30日群馬県告示第255号）

1 中間検査を行う区域

群馬県の区域（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。）

【解説】

6市一般特定行政庁の区域を除いた区域が実施区域となります。なお渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、沼田市及びみどり市は限定特定行政庁のため、特定工程の指定は群馬県知事が行います。

- ※ 一般特定行政庁：建築主事を置く（権限が知事と同じ）市
- ※ 限定特定行政庁：建築主事を置く（権限が限定される）市

※ 平成20年群馬県告示第255号では、中間検査を行う期間の指定は、行っていません。については、今後の法令等の改正又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、特定工程の改廃等を行う予定です。

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

- (1) 主要構造部の全部又は一部が木造（丸太組構法を除く。以下「木造等」という。）の一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（木造等の構造部分に限る。）が100平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの
- (2) 主要構造部の全部又は一部が鉄骨造（以下「鉄骨造等」という。）の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（鉄骨造等の構造部分に限る。）が500平方メートル以上で、かつ、地階を除く階数が3以上のもの

3 指定する特定工程

- (1) 2（1）の建築物又は建築物の部分
屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（注1）（枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事（注2））
- (2) 2（2）の建築物又は建築物の部分
1階の建て方工事

注1 全ての軸組や小屋組について接合金物による緊結が完了した工程

注2 小屋組を完了した工程

4 指定する特定工程後の工程

- (1) 2（1）の建築物又は建築物の部分
壁の内装工事、外装工事その他小屋組及び構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組及び耐力壁）部を隠ぺいする工事
- (2) 2（2）の建築物又は建築物の部分
耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事

5 適用の除外

- (1) 建築基準法第85条の適用を受ける建築物
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物又は建築物の部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第6条第2項の規定に基づく検査のうち、特定工程に係る工事を終えたときに行う検査を含む検査に係る検査報告書の検査結果において、「適合」の判定を受けたものに限る。）
- (3) 建築基準法第68条の20の認証型式部材等である建築物又は建築物の部分
- (4) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資又は証券化支援事業を利用した住宅で、適合証明検査機関が行う中間現場検査に合格したもの

【解説】

2にあるとおり、上記以外に丸太組工法による一戸建ての住宅も除かれます。

6 施行期日

- (1) この告示は、平成20年7月1日から施行する。
- (2) この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。
- (3) 施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、この告示による廃止前の建築基準法の規定による特定工程等の指定の告示（平成17年群馬県告示第290号）定めるところによる。

7 手数料

中間検査の申請手数料は、中間検査を行う部分の床面積に応じて算出して下さい。
手数料金額については、**群馬県建築基準法施行条例第2条の6**をご確認ください。

群馬県法規集 <https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A7FE9A39A>

1-5 中間検査の必要な建築物の判定

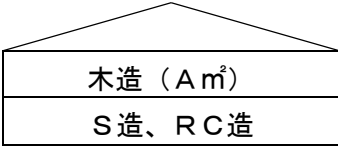
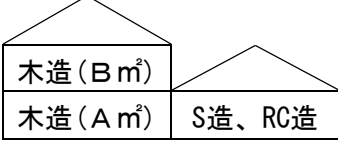
(1) 木造の場合

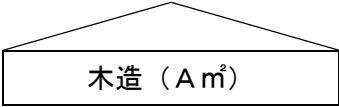
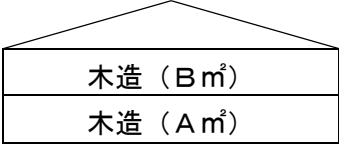
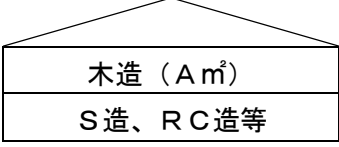
(群馬県告示第255号、2(1)本文)

主要構造部の全部又は一部が木造(丸太組構法を除く。以下「木造等」という。)の一戸建ての住宅(兼用住宅を含む。)で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積(木造等の構造部分に限る。)が100平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの

- ① 対象建築物の判断は、構造耐力上主要な構造要素が木造でつくられた部分の床面積が、定められた要件を満足するか否かで判定します。一方、階数は建築物全体で考え、構造耐力上主要な構造要素が木造でつくられた部分のみの階数で判断するものではありません。
- ② “木造等”としたのは、たとえば、在来木造軸組住宅で一部鉄骨梁が使用されていても、建築物全体の主たる構造要素(主に耐震要素)が木材であるならば木造として扱えることを意図しています。

【群馬県告示第255号2(1)に該当するか否かの建築物の例】

例	構造条件	判定
1	 <p>2階 木造 (B㎡) 1階 木造 (A㎡)</p> $A + B > 100 (m^2)$	木造等の構造部分の床面積の合計が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2なので対象。
2	 <p>3階 木造 (B㎡) 2階 木造 (A㎡) 1階 S造、RC造等</p> $A + B > 100 (m^2)$	木造等の構造部分の床面積の合計が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が3なので対象。
3	 <p>2階 木造 (A㎡) 1階 S造、RC造</p> $A > 100 (m^2)$	木造等の構造部分の床面積の合計が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2なので対象。
4	 <p>2階 木造 (B㎡) 1階 木造 (A㎡) S造、RC造</p> $A + B > 100 (m^2)$	木造等の構造部分の床面積の合計が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2なので対象。
5		木造等の構造部分の床面積の

	<p>1階  $A > 100 (m^2)$</p>	<p>合計が100m²を超えているが、地階除く階数が1なので対象外。</p>
6	<p>2階  $A + B \leq 100 (m^2)$</p> <p>1階</p>	<p>地階を除く階数は2であるが、木造等の構造部分の床面積の合計が100m²以下なので対象外。</p>
7	<p>2階  $A \leq 100 (m^2)$</p> <p>1階</p>	<p>木造等の構造部分の床面積の合計が100m²以下なので対象外。</p>

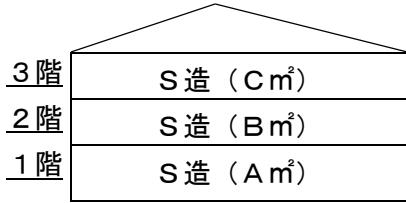
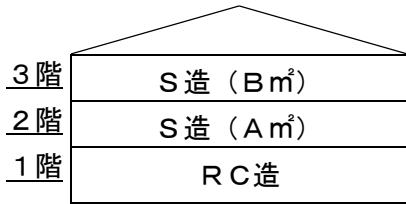
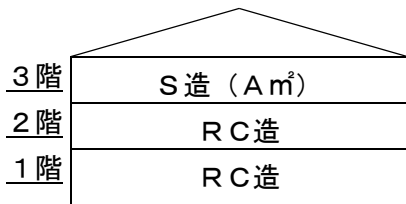
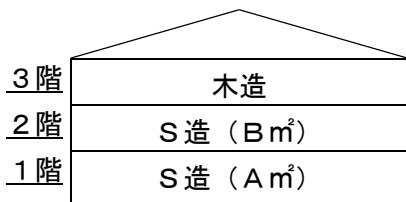
(2) 鉄骨造の場合

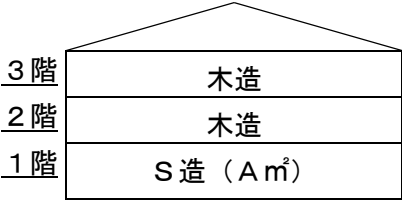
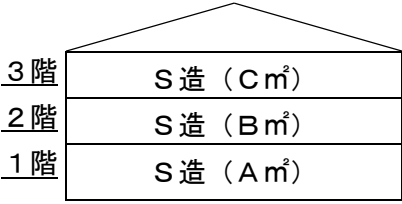
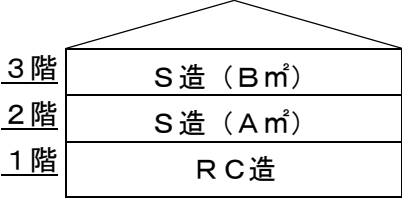
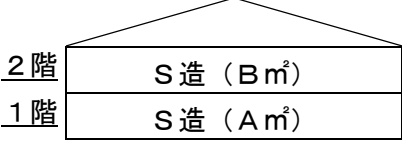
(群馬県告示第255号、2(2)本文)

主要構造部の全部又は一部が鉄骨造（以下「鉄骨造等」という。）の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（鉄骨造等の構造部分に限る。）が500平方メートル以上で、かつ、地階を除く階数が3以上のもの

- ① 対象建築物の判断は、構造耐力上主要な構造要素が鉄骨造でつくられた部分の床面積が定められた要件を満足するか否かで判定します。一方、階数は建築物全体で考え、構造耐力上主要な構造要素が鉄骨造でつくられた部分のみの階数で判断するものではありません。
- ② “鉄骨造等”としたのは、たとえば、鉄骨ラーメン構造で床が鉄筋コンクリート造又は木造でつくられていても、建築物全体の主たる構造要素（主に耐震要素）が鋼材であるならば鉄骨造で扱うこととします。

【群馬県告示第255号2(2)に該当するか否かの建築物の例】

例	構造条件	判定
1	 <p>3階 S造 (C㎡) 2階 S造 (B㎡) 1階 S造 (A㎡)</p> $A+B+C \geq 500 (\text{㎡})$	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3なので対象。
2	 <p>3階 S造 (B㎡) 2階 S造 (A㎡) 1階 RC造</p> $A+B \geq 500 (\text{㎡})$	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3なので対象。ここで、階数とは、建築物全体の階数で考えることに注意。
3	 <p>3階 S造 (A㎡) 2階 RC造 1階 RC造</p> $A \geq 500 (\text{㎡})$	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3なので対象。
4	 <p>3階 木造 2階 S造 (B㎡) 1階 S造 (A㎡)</p> $A+B \geq 500 (\text{㎡})$	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3なので対象。

5	 <p style="text-align: right;">$A \geq 500 (m^2)$</p>	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500m ² 以上で、かつ、地階を除く階数が3なので対象。
6	 <p style="text-align: right;">$A+B+C < 500 (m^2)$</p>	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500m ² 未満なので対象外。
7	 <p style="text-align: right;">$A+B < 500 (m^2)$</p>	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計が500m ² 未満なので対象外。
8	 <p style="text-align: right;">$A+B \geq 500 (m^2)$</p>	鉄骨造等の構造部分の床面積の合計は500m ² 以上であるが、階数が2なので対象外。

2 中間検査申請について

2-1 中間検査の申請時期

建築主は、特定工程に係る工事終了後4日以内に、建築主事又は指定確認検査機関に中間検査の申請を行わなければならないことが建築基準法に規定されています。中間検査を受け、中間検査合格証の交付後でなければ、特定工程後の工程の施工はできません。

(1) 特定工程

(群馬県告示第255号、3本文) 指定する特定工程 (1) 2(1)の建築物又は建築物の部分 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事(注1)(枠組壁工法の建築物 にあつては、屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事(注2)) (2) 2(2)の建築物又は建築物の部分 1階の建て方工事

注1 全ての軸組について接合金物による緊結が完了した工程

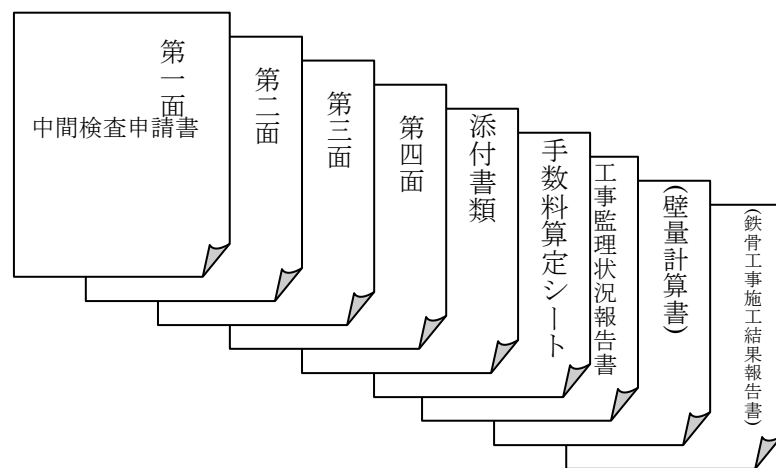
注2 小屋組を完了した工程

- ① 同一敷地に2以上の対象建築物が存在する場合は、対象建築物毎に特定工程を適用します。(敷地単位でなく棟単位で中間検査を行います。)
- ② 1つの建築物で工事を工区に分割する場合は、最初に特定工程に達する工区の範囲のみ中間検査を行います。
- ③ 1つの建築物で木造と鉄骨造をあわせもつもので、いずれの構造部分も中間検査対象建築物に該当する場合、それらの構造のうちいずれか早い工程を特定工程とします。よって、1つの建築物で特定工程は1つとなり、中間検査は1回のみとなります。
- ④ 1つの建築物が、1階が鉄筋コンクリート造で2及び3階が鉄骨造の場合、鉄骨造1層目(2階部分)の建て方工事が特定工程となります。
- ⑤ 鉄骨造では、1節目の建て方が完了すれば特定工程(1階の建て方工事)に達したこととなります。
- ⑥ 対象建築物でない建築物が、特定工程前の計画変更により対象建築物の規模に達した場合は中間検査が必要になります。
- ⑦ 対象建築物でない建築物が、特定工程後の計画変更により対象建築物の規模に達しても中間検査は不要です。特定工程は1つの建築物で1回だけ定義され、その特定工程に達した時点で対象建築物でなければ中間検査は不要となります。
- ⑧ ⑦と同様の理由により、対象建築物である建築物が、特定工程後の計画変更により規模が変わっても(大きくなっても)、再度の中間検査は不要です。

2-2 中間検査申請書類の作成

(1) 提出書類一覧

	提出書類一覧	備考欄
①	中間検査申請書（建築基準法施行規則第26号様式）及びその添付書類（同規則第4条の8）	中間検査申請書は第一面から第四面まであります。第四面を添付しなくても良い場合もありますので、詳細については次の項の「2-2（2）工事監理状況報告書 ①」ご覧下さい。
②	中間検査手数料 算定シート （様式）P26	様式中の中間検査対象部分の図面記入欄には、中間検査対象となる部分を示した簡易な図を描くか、または検査対象部分を示した平面図等を別途添付してください。
③	（中間検査用） 工事監理状況報告書 （様式）P27～P34	報告者は工事監理者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。中間検査用として木造軸組工法、木造枠組壁工法、鉄骨造、RC造があります。
④	（壁量計算書）	木造軸組工法の場合は、建築基準法施行令第46条第4項に基づいた計算書を添付してください。 木造枠組壁工法の場合は、国土交通省告示第千五百四十号に基づいた計算書を添付してください。
⑤	（鉄骨工事施工結果報告書） （様式）P35	報告者は工事施工者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。 鉄骨造部分が中間検査対象規模となる場合に提出してください。



- ※ 法第18条第17項の規定による通知の場合についても準用してください。
その際の①の様式については「特定工程工事終了通知書（建築基準法施行規則第42号の17様式）」としてください。
- ※ 中間検査の対象となる建築物は、建築士の資格を持った方の工事監理が必要となります。（対象となる建築士の資格は、建築物の規模によって異なります。）
したがって、建築士によって監理が行われなかった建築物については、提出書類が変わる場合があります。

(2) 工事監理状況報告書

工事監理状況報告書は、建築基準法第12条第5項による報告書で、報告者は工事監理者になります。中間検査用として木造軸組工法、木造枠組壁工法、鉄骨造、RC造があります。中間検査申請時に、工事監理状況報告書は必ず添付してください。その他概要を以下に示します。

①一般事項

- 1) 工事監理状況報告書は、中間検査申請書第四面に代わる報告書となりますので、基本的に第四面については提出しなくてもかまいませんが、混構造で木造、鉄骨造、RC造以外の構造部分がある場合には、その構造部分の工事監理の状況は第四面に記載して提出してください。
- 2) 混構造の場合は、該当する構造の工事監理状況報告書を組み合わせて使用してください。例として、混構造で木造部分が中間検査対象規模で、鉄骨造が対象規模でない場合でも、工事監理状況報告書は木造と鉄骨造の両方を提出してください。
- 3) 混構造でRC造部分がある場合には、RC造の工事監理状況報告書も提出してください。
- 4) 混構造の建築物で、複数の工事監理状況報告書を提出する場合、工事監理状況報告書の確認事項で重複する項目（例：1. 確認表示板、2. 敷地の衛生及び安全・・・等）があるので、その項目は提出する工事監理状況報告書の内、1つに記載してあれば、その他には記載しなくてもかまいません。

②工事監理状況報告書の様式

(中間検査用) 工事監理状況報告書・木造軸組工法(様式)	P 2 1
(中間検査用) 工事監理状況報告書・木造枠組壁工法(様式)	P 2 3
(中間検査用) 工事監理状況報告書・鉄骨造(様式)	P 2 5
(中間検査用) 工事監理状況報告書・鉄筋コンクリート造(様式)	P 2 7

(3) 鉄骨工事施工結果報告書

鉄骨工事施工結果報告書は、建築基準法第12条第5項による報告書で、報告者は工事施工者になります。鉄骨造部分が中間検査対象規模となる場合に提出してください。

※ 鉄骨工事施工結果報告書（様式）…………… P 35

(4) 工事監理者の届出

確認申請時に、工事監理者が未定の場合は、工事着手以前に「工事監理者決定の届出書」により届出をしてください。

(5) 中間検査手数料の算定

- ① 混構造を除く、木造単独の建築物については、屋根工事完了段階で検査を行うので、中間検査対象規模に該当する木造部分の延べ面積が中間検査手数料対象の床面積となります。（中間検査手数料対象床面積の算定例1を参照）
- ② 木造部分の下部構造に、RC造等の異種構造がある場合には、下部構造部分の床面積も中間検査手数料の対象になります。（中間検査手数料対象床面積の算定例2、4を参照）
- ③ 混構造を除く、鉄骨造単独の建築物については、特定工程に達した時点で、建て方で組みあがっている部分の鉄骨造の1階の床面積（ $A \text{ m}^2$ ）と、鉄骨造の1階のはり等の鉄骨造の2階の床を支える構造の主要な箇所が組みあがっている部分の床面積（ $B \text{ m}^2$ ）の合計（ $A + B \text{ m}^2$ ）を対象面積とします。（中間検査手数料対象床面積の算定例6を参照）
- ④ 鉄骨造部分の下部構造に、RC造等の異種構造がある場合には、下部構造部分の床面積も中間検査手数料の対象になります。（中間検査手数料対象床面積の算定例8を参照）
- ⑤ 鉄骨造の場合、上階の建て方は「特定工程後の工程」に該当していなければ継続して施工可能です。中間検査では、検査時点での適法性を判定することになりますので、検査対象は接合部が完了している部分までとなります（仮組部分は対象外）。ただし手数料は、上記③のとおり、鉄骨造の3層目以上については、中間検査申請時に完了していても、手数料の対象面積には算入されません。（中間検査手数料対象床面積の算定例6、8を参照）
- ⑥ その他、次頁以降の中間検査手数料対象床面積の算定例を参照してください。

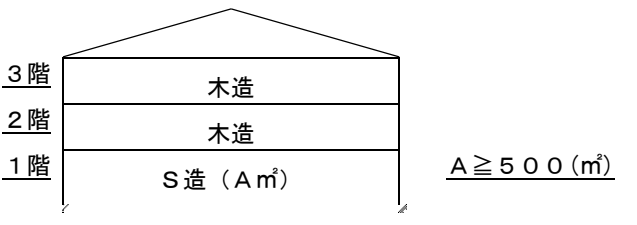
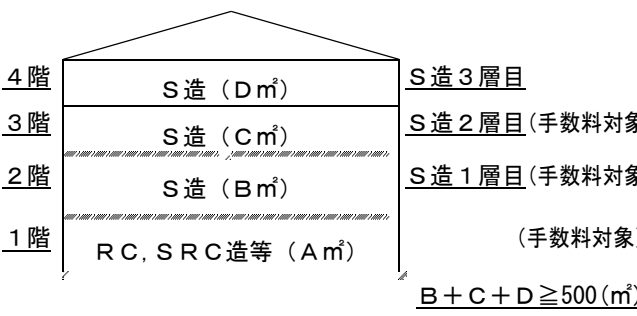
具体的な手数料金額については、群馬県建築基準法施行条例第2条の6をご確認ください。

群馬県法規集 <https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A7FE9A39A>

中間検査手数料対象床面積の考え方

例	構造条件	中間検査手数料対象床面積
1	 <p style="text-align: center;">$A+B > 100 \text{ (㎡)}$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p style="text-align: center;">$(A+B) \text{ ㎡}$</p>
2	 <p style="text-align: center;">$B > 100 \text{ (㎡)}$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p style="text-align: center;">$(A+B) \text{ ㎡}$</p> <p>【解説】木造部分が特定工程に達した時点で、1階（下部構造）も完了しているので、木造以外の1階の床面積も中間検査手数料対象となります。</p>
3	 <p style="text-align: center;">$A+B+C > 100 \text{ (㎡)}$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p style="text-align: center;">$(A+B+C) \text{ ㎡}$</p>
4	 <p style="text-align: center;">$B+C > 100 \text{ (㎡)}$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p style="text-align: center;">$(A+B+C) \text{ ㎡}$</p> <p>【解説】木造部分が特定工程に達した時点で、地階（下部構造）も完了しているので、地階の床面積も中間検査手数料対象となります。</p>
5	 <p style="text-align: center;">$A+B > 100 \text{ (㎡)}$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p style="text-align: center;">$(A+B) \text{ ㎡}$</p> <p>【解説】木造部分が特定工程に達した時点で、S造、RC造等の部分は完了しているか、していないかにかかわらず、木造部分の下部構造とはならないので、中間検査手数料の対象外になります。</p>

【主要構造部の全部又は一部が鉄骨造（以下「鉄骨造等」という。）の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（鉄骨造等の構造部分に限る。）が500平方メートル以上で、かつ、地階を除く階数が3以上のもの】に該当する場合の中間検査手数料対象床面積の算定例

例	構造条件	中間検査手数料対象床面積
6	 <p>3階 S造 (C㎡) 2階 S造 (B㎡) 1階 S造 (A㎡)</p> <p>$A+B+C \geq 500 (m^2)$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p>$(A+B) m^2$</p> <p>【解説】特定工程の1階の建て方工事が終了時点で、2階の床を支える構造の主要な箇所が組みあがっているため、2階も対象になります。3階は、組み上がっていても手数料上は対象外。</p>
7	 <p>3階 木造 2階 木造 1階 S造 (A㎡)</p> <p>$A \geq 500 (m^2)$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p>$A m^2$</p> <p>【解説】特定工程の1階の建て方工事が終了時点で、2階の床を支える構造の主要な箇所は組みあがっていますが、2階は木造なので1階の鉄骨造部分の床面積が手数料対象になります。</p>
8	 <p>4階 S造 (D㎡) 3階 S造 (C㎡) 2階 S造 (B㎡) 1階 RC, SRC造等 (A㎡)</p> <p>S造3層目 S造2層目(手数料対象) S造1層目(手数料対象)</p> <p>(手数料対象)</p> <p>$B+C+D \geq 500 (m^2)$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p>$(A+B+C) m^2$</p> <p>【解説】特定工程の1層目の建て方工事が終了時点で、鉄骨造の1層目のはり等の鉄骨造の2層目の床を支える構造の主要な箇所は組みあがっているため、鉄骨造の2層目の床面積も中間検査手数料の対象となります。また1階（下部構造）も完了しているため、鉄骨造以外の1階の床面積も中間検査手数料の対象となります。</p>

2-3 特定工程後の工程

「2-1 中間検査の申請時期」で、中間検査合格証の交付後でなければ、特定工程後の工程の施工はできないことを示しましたが、ここでは特定工程後の工程について概要を示します。

(群馬県告示第255号、4本文)

(1) 2(1)の建築物又は建築物の部分

壁の内装工事、外装工事その他小屋組及び構造耐力上主要な軸組(枠組壁工法の建築物にあつては、屋根の小屋組及び耐力壁)部を隠ぺいする工事(注1)

(2) 2(2)の建築物又は建築物の部分

耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事(注2)

注1 在来軸組工法の場合は、床、壁、天井を施工して軸組の接合金物を覆う工程が該当し、枠組壁工法の場合は、屋外側の壁や天井を施工して枠組みを覆う工程が該当します。

注2 鉄骨の柱・梁等の軸材相互の溶接又はボルト等の接合部分を覆う工程が該当します。例として、2階の床版の取付け工事で接合部を隠ぺいするものは「特定工程後の工程」となります。ただし、床版の取付け工事で接合部が隠ぺいされないものは、「特定工程後の工程」には該当せず、継続して施工できるものとします。

- ① 接合部等が隠ぺいされなければ工事を進めることができます。
- ② 木造住宅の場合は、断熱材工事等は、検査対象となる軸組部が隠ぺいされなければ、「特定工程後の工程」ではないので継続して施工できます。
- ③ 鉄骨造の場合、上階の建て方工事については、接合部が隠ぺいされなければ、「特定工程後の工程」ではないので継続して施工できます。

3 中間検査実施要領

3-1 現場検査での留意事項

中間検査は、報告書や写真等の書類による検査だけでなく、実際に検査員が施工現場に赴き、検査を行います。

(1) 中間検査の方法

中間検査の方法は、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）第4「中間検査に関する指針」に従って行い、次の3つの方法によります。

- ① 目視検査：目視により材料の仕様、設置の有無等を検査します。
- ② 計測検査：計測器具等を用いて検査を行います。
- ③ 監理者報告：工事監理状況報告書、鉄骨造施工結果報告書、その他関係書類等を参照し、工事監理者等にヒアリング等を行います。

(注意) ③により、現場検査時にヒアリングを行いますので、中間検査には工事監理者の現場立ち会いが必要となります。

(2) 検査結果に不適等の指摘事項があった場合

検査の結果、建築主事等より「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」の交付又は是正指示等があった場合には、以下のような手順で是正等を行ってください。

- ① 対処方法（計画変更確認申請、是正工事、不足書類の準備等）の検討
検討にあたって、指示を受けた工事監理者は、建築主、設計者及び工事施工者等と協議を行い、必要に応じて、中間検査を行った検査員等にもご相談下さい。
- ② 対処後の計画変更確認申請、報告
計画変更確認申請を要する場合には、確認済証の交付後に、中間検査を再申請し、再度検査を受ける必要があります。
計画変更確認申請を要しない是正工事、不足書類の準備等が終了しましたら、中間検査を行った検査員等に是正内容を報告してください。なお、報告の方法は、検査員等の指示に従ってください。また、必要に応じて再検査を行う場合もあります。

4 完了検査との関係

4-1 完了検査手数料

群馬県の土木事務所の建築主事により、中間検査合格証の交付を受けた建築物については、完了検査も同様に群馬県の土木事務所の建築主事に申請する場合に限り、完了検査申請手数料を低減しています。

その際の手数料金額については、**群馬県建築基準法施行条例第2条の4第2項**をご確認ください。

群馬県法規集 <https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A7FE9A39A>

【解説】

中間検査時に現地を確認しているため、中間検査対象外建築物と比較して減額しています。なお、中間検査を指定確認検査機関で受検し、中間検査合格証の交付を受けている建築物につきましては、完了検査申請手数料の減額の対象とはなりません。これについては、次の項「4-2(2)①一般事項2)」でも説明しますが、中間検査時に検査済みの部分も完了検査時にはすべて省略とはせず、書類等による検査を行うためです。

4-2 完了検査申請書の作成

(1) 提出書類一覧（中間検査対象建築物の場合）

	提出書類一覧	備考欄
①	完了検査申請書（建築基準法施行規則第19号様式）及びその添付書類（同規則第4条）	完了検査申請書は第一面から第四面まであります。第四面については、中間検査申請書の第四面の扱いと同様です。【2-2(2)工事監理状況報告書①を参照してください。】
②	（完了検査用） 工事監理状況報告書 （様式）P37～P48	報告者は工事監理者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。完了検査用として木造、鉄骨造、RC造があります。
③	（鉄骨工事施工結果報告書） （様式）P35	報告者は工事施工者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。
④	中間検査合格証の写し	
⑤	その他	内装仕上げの写真（シックハウス）、案内図等

※ 法第18条第14項の規定による通知の場合についても準用してください。

その際の①の様式については「工事完了通知書（建築基準法施行規則第42号の13様式）」としてください。

(2) 工事監理状況報告書

①一般事項

- 1) 完了検査申請時にも、工事監理状況報告書（完了検査用）を提出してください。
- 2) 群馬県の土木事務所の建築主事により、中間検査合格証の交付を受けた建築物について、完了検査も同様に群馬県の土木事務所の建築主事に申請する場合に限り、中間検査時に、既に報告済みの項目については、報告を省略することができます。ただし、例外として、鉄骨造の溶接部に関する項目について、中間検査時に検査済みだとしても、その後の工程で別の箇所溶接を行っている場合、中間検査の際には検査していない箇所があるため、溶接に関する項目について、報告の省略はできません。その項目に該当する、すべての施工が中間検査までに終了し、検査済みでなければ、省略はできないことに注意してください。
- 3) 中間検査の対象とならない建築物についても、完了検査申請の際には、木造軸組工法、木造枠組壁工法、鉄骨造、RC造部分の工事監理の状況についての記載は、工事監理状況報告書を使用して下さい。

②工事監理状況報告書の様式

(完了検査用) 工事監理状況報告書・木造軸組（様式）	……………	P 3 1
(完了検査用) 工事監理状況報告書・木造枠組壁工法（様式）	……………	P 3 4
(完了検査用) 工事監理状況報告書・鉄骨造（様式）	……………	P 3 7
(完了検査用) 工事監理状況報告書・鉄筋コンクリート造（様式）	……………	P 4 0

(3) 鉄骨工事施工結果報告書

工事監理状況報告書と同様に、群馬県の土木事務所の建築主事により、中間検査合格証の交付を受けた建築物について、完了検査も同様に群馬県の土木事務所の建築主事に申請する場合に限り、中間検査時に、既に報告済みの項目については、報告を省略することができます。すべての項目が中間検査で検査済みであれば、鉄骨工事施工結果報告書については、提出する必要はありません。

(4) 適用除外となる建築物の完了検査申請時の添付書類について

中間検査の対象となる規模の建築物であっても、品確法による住宅性能評価書の交付を受ける建築物や、住宅金融支援機構融資住宅等で適用の除外となる建築物については、完了検査申請の際に、以下の書類を添付してください。

- ・品確法による性能評価書の交付を受ける住宅
「特定工程に係る工事を終えたときに行う検査」を含む検査報告書（品確法施行規則第10号様式）の写し
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の融資住宅
（中間時）現場審査に関する通知書の写し